

福島市地域おこし協力隊募集要項【飯坂地区】

福島市は、福島県の北部に位置し、西に雄大な吾妻連峰（あづまれんぼう）、東はなだらかな阿武隈高地（あぶくまこうち）に抱かれた盆地の中心に位置する自然豊かで人情味溢れる県庁所在地です。盆地特有の気候が育む甘くておいしいくだもの産地であり、豊かな温泉にも恵まれ、美しい花が咲き競う「花見山公園」など魅力あるスポットが数多くある住みよいまちです。

しかしながら、全国的な人口減少や少子高齢化は本市においても進んでおり、地域活力の低下や厳しい財政状況及び各分野に及ぶ地域特有の課題が年々深刻化しています。そこで、人口減少対策や地域資源を活かした産業振興、若者の定住促進等には地域の皆さんと協力しながら地域活性化に取り組んでいただける新たな人材が必要であり、その人材として「地域おこし協力隊」を募集します。

今回募集する飯坂地区は、福島市街地から車で約 20 分、また福島駅からローカル線で 23 分というアクセスの良い場所に位置し、温泉街を中心とした自然豊かな地域です。飯坂温泉は奥州三名湯に数えられる温泉地でもあります。また、飯坂地区には「摺上川（すりかみがわ）ダム」があります。近年ではダム湖でのカヤックツアーをはじめとして自然を活用したアクティビティの提供を行うなど、新たな地域の魅力づくりに取り組んでいる地区です。

【地域おこし協力隊募集の目的】

飯坂温泉の観光振興及び関係人口の増加により、持続可能な観光地としての地域づくりに取り組む

1 応募条件

- (1) 年 齢 20歳代から30歳代
- (2) 性 別 問いません。
- (3) 生活の拠点として次に掲げる都市地域に住民票があり、隊員決定後、生活拠点と住民票を福島市内に移すことができる方。
 - ① 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「法指定地域」という。）以外の都市地域
 - ② 3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、法指定地域外の都市地域
- (4) 地域おこし活動や福島市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方。
- (5) 普通自動車免許取得者で、自動車を所有しており、運転して業務に従事できる方。
- (6) パソコン（メール送受信、ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット閲覧）の基本的な操作ができる方。
- (7) Instagram、X、Facebook などの SNS アカウントを保有し、投稿や情報収集に関する基本的な知識がある方。
- (8) YouTube のアカウントを保有し、動画投稿に関する基本的な知識がある方。
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 求める人物像

- (1) 性 格 ・コミュニケーションを円滑にとることができる人
・人との関わりを持つことが好きな人
・新しいことにチャレンジできる人
・何事にも前向きに取り組むことができる明るく素直な人
- (2) その他 ・心身ともに健康であること
・社会人としての基本的マナーを弁えていること
・土日や祝日に開催されるイベントのために出勤することに抵抗がないこと

3 活動目標

1年目

- ① 観光資源、温泉、旅館、名物、人、飲食店、商店など、飯坂町のことを知り、巡り、体験し、魅力を発掘する。
- ② 観光協会主催イベントの企画運営に参画すると共に、地域の人たちと交流し、協力隊員として活動するための信頼関係を構築する。
- ③ 観光コンテンツとしてのまちあるき素材を収集し、テーマ別に素案を作成する。
- ④ 地域おこし協力隊員として SNS アカウントを取得し、情報発信を開始する。併せて既存の観光コンテンツの SNS での活用を図る。

2年目

- ① 1年目で発掘した地域の魅力を観光コンテンツとしてどのようにブラッシュアップするか、内容と方法を検討する。
- ② 1年目で得た知識や経験、人的資源を活用し、新しいイベントの企画や既存イベントの磨き上げを提案する。
- ③ 1年目で作成したまちあるきの素案をもとに、モニターツアーを企画し開催する。また、まちあるきガイドの養成にも取り組む。
- ④ 各種 SNS アカウントでの情報発信を継続するとともに、フォロワー数を増やすための取り組みを行う。

3年目

- ① 2年目でブラッシュアップを検討した観光コンテンツの商品化について、具体的な提案を行う。
- ② 観光協会や地域の事業者の協力を得ながら、2年目で提案したイベントの開催を実現させる。
- ③ テーマ別のまちあるきコンテンツを完成させ、商品化につなげる。
- ④ 卒隊後に飯坂町で自分がやりたい事や、地域振興のために実施したいことを企画立案し、実現に向けて活動する。

4 活動内容

地域おこし協力隊は主に以下の活動に従事します。

- (1) 多角的な誘客に繋がる情報発信
- ・ SNS を活用したタイムリーな情報発信を行う。
 - ・ 新たな、情報発信メディアの活用方法を検討する。

- ・交流拠点ほか地区の PR のために各種 SNS にて情報発信を行う。
- (2) 持続可能な観光地としての活性化への取り組み
 - ・地域資源の掘り起こしと、ブラッシュアップを行い、コンテンツの商品化を図る。
 - ・地域と連携した持続可能なイベント等を企画し開催する。
- (3) 地域住民との信頼関係構築
 - ・地域全体で行うまちづくりの取り組みに参加する。
 - ・地域に積極的に足を運び地域住民と話す機会をつくる。
- (4) 活動を円滑に進めるために必要な研修会等への参加や先進地の視察
 - ・情報発信や地域づくり等、協力隊活動にプラスになると思われる研修やセミナーに積極的に参加する。
 - ・地域資源を活用した関係人口拡大に成功している地域などを視察する。
- (5) 任期後の進路について検討・準備
 - ・任期後の理想の暮らしについて考える。
 - ・理想の暮らしを実現するために必要なことを整理し準備する。
- (6) その他事務等
 - ・業務日報の作成提出
 - ・市担当者との面談や会議への参加
 - ・研修会や地域おこし協力隊交流会への参加
 - ・地域に向けた活動報告会への参加

5 募集人数

1名

6 主な活動場所

福島市飯坂支所及び飯坂地区

7 身分・賃金

① 身分 福島市の会計年度任用職員

② 賃金 月額190,900円(期末・勤勉手当あり) 参考:年収310万円程度

8 任用期間等

隊員の任用期間は、任用の日から概ね1年以上、3年未満とする。

9 勤務時間・休日

① 勤務日数・時間

勤務日数は週5日とし、勤務時間は1日7時間45分とする。

② 休日・休暇

休日は4週当たり8日及び祝日とする。休日に勤務した場合は、平日の勤務に振り替えるものとする。休暇については市の規程により付与するものとする。

10 待遇・福利厚生

① 社会保険については、健康保険(協会けんぽ)、厚生年金、雇用保険に加入します。なお、勤務実績によって共済組合保険に加入する場合があります。

② 月額報酬に加え地域おこし活動に要する経費に対し、市から予算の範囲内で支援します。

- ③ 活動期間中の災害補償等は、当初の任用から1年間については、「市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54年福島県市町村総合事務組合条例第16号）」の定めにより補償し、当初の任用から1年を超えた時点から地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めにより補償いたします。
- ④ 隊員は原則として飯坂地区に居住しなければなりません。賃料等は月額60,000円を上限として市が負担します。（光熱水費等生活に必要な費用は隊員負担となります。）
- ⑤ 活動に使用するパソコン等を貸与いたします。
- ⑥ その他、活動用の自家用車ガソリン代や活動旅費、活動に要する消耗品及び隊員の研修費用等については予算の範囲内で支給いたします。
- ⑦ 引っ越しに必要な経費については隊員の負担とします。
- ⑧ 生活備品等は各自でご準備ください。

11 受付期間

令和6年5月21日(火)から令和6年7月31日(水)まで※必着

12 応募方法

次の書類を福島市地域共創課の窓口にお持ちいただくか郵送により提出してください。

- ① 地域おこし協力隊申込書
- ② 住民票（募集日以降のもの）
- ③ 普通自動車運転免許証の写し（表・裏コピー）
- ④ 誓約書（記入・押印のこと）

※ ご提出いただいた書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

13 選考方法

① 第1次審査 書類審査

地域おこし協力隊申込書による書類選考のうえ、合否を文書で通知します。

② 第2次審査 面接選考

第2次審査の日時・場所は、第1次審査の結果通知時にお知らせします。

③ 最終選考結果の通知

最終選考結果は、第2次審査終了後に文書でお知らせします。

内定通知を受けた方へ住居・活動内容・雇用手続等の連絡をいたします。

※ 選考にかかる費用等は、すべて応募者の負担となります。

14 応募者の現地確認

地域おこし協力隊としての活動をご理解いただいたうえで着任していただくために、応募される方には現地の確認をお願いしております。

※ 現地確認にかかる経費（交通費等）につきましては、応募者及び応募検討者の負担となります。

15 活動開始日

最終選考結果通知後における隊員の各種手続きが完了後（概ね1～2ヶ月程度）です。

なお、移住の準備等に時間を要する場合は、協議のうえ着任時期を決定します。

16 問い合わせ・申込み先

福島県福島市 政策調整部 地域共創課

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL024-525-3731 Fax024-536-9828

E-mail : katsudo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

HP : <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/chiki-kyoudou-chiki/chikiokoshi2023.html>